

# 日本頭蓋顎顔面外科学会専門医制度規則

2009年11月20日制定

2014年11月6日改定

## 第1章 総則

第1条 この制度は、頭蓋顎顔面外科に関する医学の進歩を促し、その医療水準を向上させ、国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 日本頭蓋顎顔面外科学会は、前条の目的を達成するため、この規則により日本頭蓋顎顔面外科学会専門医（以下専門医と略記）を認定する。

## 第2章 専門医制度を運用する機関

第3条 日本頭蓋顎顔面外科学会は、専門医制度の運用に当たって専門医委員会を設置する。

第4条 専門医委員会は、専門医制度の運用を行い、本制度の運用に当たって生じた疑義を処理するとともに、専門医の認定審査と更新審査を行う。

## 第3章 専門医申請資格

第5条 専門医の認定を申請する者は、次の各項に定める資格をすべて備えていなければならない。

- 1) 日本国の医師免許を有していること
- 2) 日本形成外科学会認定専門医の資格を有していること
- 3) 申請時において、一定期間日本頭蓋顎顔面外科学会の会員歴を有していること
- 4) 本学会が定めた研修施設において、一定期間頭蓋顎顔面外科に関する臨床経験を有し、その成果を発表していること

## 第4章 専門医の認定

第6条 専門医の認定を申請する者は、施行細則に定める申請書類と認定審査料を専門医委員会に提出しなければならない。

第7条 専門医委員会は、専門医申請者に対して年1回認定審査を施行する。認定審査は書類審査と試験からなる。

第8条 専門医委員会は、認定審査の結果を理事長に報告する。理事長は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、認定審査の結果をすみやかに申請者に通知する。

第9条 認定審査合格者は所定の認定登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後、理事長は認定審査合格者を専門医登録原簿に登録、公示し、専門医認定証を交付する。

第10条 専門医認定証の有効期限は交付の日より5年とする。

第11条 認定審査の結果に異議がある者は、結果を通知した消印日から14日以内に文書で専門医委員会に対し異議申し立てをすることができる。

## 第5章 専門医の更新

第12条 専門医資格の継続を望む者は、資格取得後5年毎にこれを更新しなければならない。

第13条 専門医の更新を申請する者は、施行細則に定める申請書類を専門医委員会に提出し、更新審査料を納付しなければならない。

第14条 専門医委員会は、資格更新申請者に対して毎年1回更新審査を行い、その結果を理事長に

報告する。理事長は、専門医委員会の報告にもとづき、理事会の議を経て、更新審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第15条 更新審査合格者は所定の更新登録料を学会事務局に納付しなければならない。その後理事長は更新審査合格者を公示し、専門医認定証を交付する。

## 第6章 専門医資格の喪失

第16条 専門医は、次の各項の理由によりその資格を喪失する。

- 1) 本学会の会員資格を喪失したとき
- 2) 日本形成外科学会認定専門医の資格を喪失したとき
- 3) 専門医の資格を辞退したとき
- 4) 専門医の資格の更新をしなかったとき
- 5) 死亡したとき
- 6) 日本国医師免許を喪失、返上したとき、または取り消されたとき

第17条 専門医等の資格更新審査にて不合格となった者は、その資格を2年間留保する。その間に、所定の手続きにより更新審査に合格しない者は、専門医委員会および理事会の議決によって資格を喪失する。なお、海外留学、病気、その他専門医委員会が妥当と認める理由があれば、その留保期間は延長される。

第18条 専門医としてふさわしくない行為のあった場合や、申請書類に虚偽の記載があることが判明した場合には、専門医委員会および理事会の議決を経て、理事長はその認定を停止もしくは取り消すことができる。ただし、この場合、その専門医に対して弁明の機会が与えられなければならない。

## 第7章 専門医制度開始に伴う暫定措置

第19条 専門医申請資格（制度規則第3章第5条）を有する日本頭蓋顎顔面外科学会名誉会員および特別会員で認定を希望するものは、施行細則で定める申請書類を専門医委員会に提出すれば専門医として登録される。認定登録料の納付は免除される。

第20条 専門医申請資格（制度規則第3章第5条）を有する日本頭蓋顎顔面外科学会評議員で認定を希望するものは、施行細則で定める申請書類を専門医委員会に提出し、認定登録料を納付すれば専門医として登録される。

第21条 この暫定措置は平成22(2010)年1月1日より開始し平成22(2010)年6月30日で終了する。

## 第8章 規則の変更手続

第22条 改廃 この規則の改廃は、理事会の議決を経て社員総会の承認を得て行う。

## 附 則

1. この規則は、平成21（2009）年11月20日より施行する。
2. この規則は、平成26（2014）年11月6日より改定施行する。